

第99期定時株主総会

その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）

事業報告	1
■主要な事業内容等	
■主要な営業所および工場等	
■従業員の状況	
■責任限定契約の内容の概要	
■役員等賠償責任保険契約に関する事項	
■会計監査人に関する事項	
■業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項	
■当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針	
連結計算書類	11
■連結持分変動計算書	
■連結注記表	
計算書類	24
■株主資本等変動計算書	
■個別注記表	

住友金属鉱山株式会社

上記事項につきましては、法令および当社定款第16条第2項の規定に基づき、書面交付請求をされた株主様に交付する書面である報告書（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

事業報告

■主要な事業内容等 (2024年3月31日現在)

報告セグメント等	主要製品等
資源	金銀鉱、銅精鉱、銅、金、地質調査、土木工事など
製錬	金、銀、銅、ニッケル、フェロニッケル、化成品など
材料	電池材料（水酸化ニッケル、ニッケル酸リチウムなど）、粉体材料（ペースト、ニッケル粉、近赤外線吸収材料、磁性材料など）、結晶材料（タンタル酸リチウム基板など）、パッケージ材料（テープ材料、プリント配線板など）、ALC製品（シポレックス）など
その他	環境保全設備・装置、不動産事業など

■主要な営業所および工場等 (2024年3月31日現在)

(1)当社

本社	東京都港区新橋5丁目11番3号
支社・支店等	大阪支社、名古屋支店、別子事業所（愛媛県新居浜市）
工場等	東予工場（愛媛県西条市）、ニッケル工場（愛媛県新居浜市）、播磨事業所（兵庫県加古郡播磨町）、青梅事業所（東京都青梅市）、磯浦工場（愛媛県新居浜市）
鉱山	菱刈鉱山（鹿児島県伊佐市）
研究所	新居浜研究所（愛媛県新居浜市）、電池研究所（愛媛県新居浜市）、材料研究所（東京都青梅市）、市川研究センター（千葉県市川市）

(2)子会社

名 称	所在地
Sumitomo Metal Mining America Inc. (住友金属鉱山アメリカ社)	シアトル事務所：米国
Sumitomo Metal Mining Arizona, Inc. (住友金属鉱山アリゾナ社)	モレンシー銅鉱山：米国
SMM Morenci Inc. (エス・エム・エム モレンシー社)	モレンシー銅鉱山：米国
SMM GOLD COTE INC. (エス・エム・エム ゴールド コテ社)	コテ金鉱山：カナダ
Sumitomo Metal Mining Oceania Pty Ltd (住友金属鉱山オセアニア社)	ノースパークス銅鉱山：オーストラリア
株式会社日向製錬所	本社工場：宮崎県日向市
Coral Bay Nickel Corporation (コーラルベイニッケル社)	本社工場：フィリピン
Taganito HPAL Nickel Corporation (タガニートHPALニッケル社)	本社工場：フィリピン
大口電子株式会社	本社工場：鹿児島県伊佐市
株式会社伸光製作所	本社工場：長野県上伊那郡箕輪町 伊那工場：長野県伊那市
住友金属鉱山シポレックス株式会社	本社：東京都港区 栃木工場：栃木県那須郡那珂川町 三重工場：三重県亀山市

■従業員の状況 (2024年3月31日現在)

(1)企業集団の従業員の状況

報告セグメント等	従業員数		臨時従業員数	
	当期末	対前期末増減	当期	対前期増減
	名	名	名	名
資源	394	6	53	△7
製錬	2,777	76	47	△28
材料	2,789	25	258	△11
その他	563	4	117	5
本社その他 (当社)	973	55	130	△1
計	7,496	166	605	△42

(注) 臨時従業員数は、期中平均の人数です。

(2)当社の従業員の状況

従業員数		平均年齢	平均勤続年数	臨時従業員数	
当期末	対前期末増減			当 期	対前期増減
名	名	歳	年	名	名
2,892	164	40.7	17.0	251	△22

(注) 臨時従業員数は、期中平均の人数です。

■責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役石井妙子氏および木下学氏ならびに社外監査役吉田互氏および若松昭司氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,000万円または法令に定める最低責任限度額のいずれか高い額としています。

なお、2024年1月4日に逝去され社外取締役を退任した西浦完司氏との間にも同内容の責任限定契約を締結していました。

■役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。

(1)当該役員等賠償責任保険契約の被保険者の範囲

当社の取締役、監査役および執行役員ならびに当社の全ての連結子会社（52社）の全ての取締役および監査役。

(2)当該役員等賠償責任保険契約の内容の概要

被保険者が(1)の会社の役員等としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するものです。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすること、および被保険者1名につき20万円または一連の請求につき100万円の免責額を設け上記の額に至らない損害については填補の対象としないこととすることなどにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。保険料は全額当社が負担しています。

■会計監査人に関する事項

(1) 当社の会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額および当該報酬等について監査役会が同意した理由

① 当期に係る会計監査人の報酬等の額

区分	前期（2022年度）		当期（2023年度）	
	監査証明業務に基づく報酬等（百万円）	非監査業務に基づく報酬等（百万円）	監査証明業務に基づく報酬等（百万円）	非監査業務に基づく報酬等（百万円）
当社	188	2	190	2
子会社	20	0	20	0
計	208	2	210	2

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分していませんので、監査証明業務に基づく報酬等の額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めています。

② 当期に係る会計監査人の報酬等の額について監査役会が同意した理由

監査役会は、前事業年度の職務執行状況等必要な資料を入手したうえで、会計監査人の監査計画の内容、報酬見積り額の算出根拠などの妥当性を検討し、会計監査人の当社の監査証明業務に基づく報酬等について会社法第399条第1項の同意を行なっております。

(3) 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）であるコンフォートレター作成業務等を委託し、報酬（上記(2)①2百万円）を支払っています。

(4) 解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号記載の事由のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。また、監査役会は、会計監査人が関係法令に違反した場合、および会計監査人が職務を適正に遂行することが困難と認められる場合などには、必要に応じて、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

(5) 当社および当社の子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の額

212百万円

(6) 当社の会計監査人以外の状況

当社の重要な子会社のうち、住友金属鉱山アメリカ社、住友金属鉱山アリゾナ社などの在外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。

■業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

当社では、取締役会において業務の適正を確保するための体制等の整備について決議するとともに、体制等の構築・運用が適正に行われているかを確認するため、毎年度当社グループにおいてモニタリングを実施し、その結果を取締役会、常勤の監査役および内部統制委員会に報告しています。当期のモニタリングの結果、いくつかの課題はあるものの、当社グループの内部統制は適正に運用されていることを確認しました。モニタリングによって見出された課題については、翌年度に重点的に取り組んでいくことで継続的に改善を図っています。

当社の業務の適正を確保するための体制等の整備に関する決議の内容の概要および運用状況の概要は、以下のとおりです（2024年3月31日現在）。

(1) 決議の内容の概要

① 基本方針

当社グループの持続的な成長を確保するために、内部統制の構築は経営上最も重要な課題の一つである。項目②以下に掲げる事項について、当社グループの役員（執行役員を含む。以下同様）および従業員それぞれの役割と責任が明確にされ全員参加で取り組む体制を構築するとともに、それらが適時適切に見直され、不断の改善が図られる体制の構築に努める。

② 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- a. 役員および従業員の行動基準として制定している「SMMグループ行動基準」を役員は率先垂範し、従業員に対して周知教育することにより、適法で健全な職務の執行が行われる企業風土の醸成に努める。
- b. 取締役会規程により、取締役会の付議事項および報告事項が会社法に適合する体制を構築する。また、経営上の重要な事項については、社内規程等に基づき、会議体または稟議書により、専門的見地から適法性も含め多角的に検討する。
- c. 役員および従業員の職務の執行状況について、監査部による内部監査を実施する。監査部は、年度の内部監査計画および前年度の内部監査の概要（重大な問題が発見された場合はその対応状況を含む。）を取締役会に報告する。
- d. 役員および従業員の職務の執行が法令、定款等に違反し、当該違反等が放置され、または対応されないことを防止するために内部通報制度を設ける。

③ 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

株主総会議事録、取締役会議事録、稟議書その他役員の職務の執行に係る情報は、法令および社内規程等に従い、適切に保存し、管理する。

④ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクマネジメントについては、社内規程を定め、以下の枠組で全社リスクマネジメントを体系的に取り組む。その取り組みに際しては、経営層を含む推進組織を設置するとともに、社長が最高責任者としてリスクマネジメント全体を統括し、全社的かつ組織的な活動を行う。

- a. 成長戦略・事業戦略の遂行に伴う経営・事業リスクおよび組織横断的リスクへの対応
- b. 個別のリスクへの対応
- c. 危機的事態への対応

⑤ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 執行役員制度により、権限と責任の明確化と大幅な権限委譲を行い、執行機能の強化を図る。具体的には、執行役員は、事業部門長、本社部室長等、重要な職位の委嘱を受け、固有の権限を付与されて、その業務を執行する。
- b. 中期経営計画、予算制度等により、当社グループにおける適切な経営資源の配分を行う。また、業績管理制度により、当社グループにおける経営計画の進捗を管理するとともに、業績評価が経営層等の報酬に反映される体制を構築する。

⑥ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

a. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社において経営上重要な事項を決定する場合は、社内規程等に基づき、当社へ事前協議等が行われる体制を構築する。また、業績については定期的に、業務上重要な事項が発生した場合は都度、当社に報告が行われる体制を構築する。

b. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

社内規程により、各事業や地域等の特性にあわせて、子会社におけるリスクマネジメントの推進および監視を行う体制を構築する。

c. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 中期経営計画、予算制度等により、子会社に対し当社グループの経営方針を示すとともに、子会社の経営計画および予算の策定に関与しうる体制を構築する。
- (b) 当社から子会社に対し役員を派遣し、子会社の経営上重要な事項の意思決定等に関与しうる体制を構築する。

d. 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (a) 原則として全ての子会社に適用される「SMMグループ行動基準」を定め、子会社の役員が「SMMグループ行動基準」を率先垂範し、当該子会社の従業員に対して周知教育することにより、各社において適法で健全な職務の執行が行われる企業風土の醸成に努める体制を構築する。
- (b) 子会社における業務の執行状況について、当社監査部による内部監査を実施する。当社監査部は、子会社に対する年度の内部監査計画および前年度の内部監査の概要（重大な問題が発見された場合はその対応状況を含む。）を当社取締役会に報告する。

(c) 子会社の役員および従業員の職務の執行が法令、定款等に違反し、当該違反等が放置され、または対応されないことを防止するために内部通報制度を設ける。

- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役の職務を補助すべき使用人として監査役会の事務局員を配置する。当該事務局員の員数、求められる資質、勤務体制等については、監査役と協議を行い決定する。
- ⑧ ⑦の使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - a. 監査役会の事務局員の人事異動を行う場合は、事前に監査役と協議する。
 - b. 監査役会の事務局員が監査役の指揮命令に従わず、監査役が交代等を求めた場合は、真摯に対応する。
- ⑨ 当社の取締役および使用人ならびに子会社の取締役、監査役および使用人が当社の監査役に報告をするための体制
 - a. 取締役会規程その他の社内規程において取締役会報告事項を定め、会社法等により当社の監査役へ報告を要する事項が確実に報告される体制を構築する。
 - b. 当社グループ内において違法行為等が発生した場合、社内規程に基づき、当社の常勤の監査役に報告する。
 - c. 内部通報制度の利用状況について、社内規程に基づき、当社の常勤の監査役に報告する。
 - d. 当社監査部による当社グループの業務の執行状況に関する内部監査の結果を当社の監査役全員に報告する。
- ⑩ ⑨の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
内部通報制度の利用者に対し、当該制度の利用を理由として不利な取扱いを行うことを禁止する旨を社内規程等に明記する。
- ⑪ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について、当社に対して費用の前払または償還等の請求をした場合、会社法に基づき、当該費用または債務を処理する。
- ⑫ その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - a. 経営会議など経営上重要な会議の開催にあたっては、社内規程等に基づき、監査役が出席する機会を設ける。
 - b. 社長が決裁する稟議書は、常勤の監査役に供覧する。ただし、常勤の監査役が特に指定するものを除く。

(2) 運用状況の概要

① コンプライアンスに関する事項

- a. 当社グループは、役員および従業員に対し「SMMグループ行動基準」に関する周知教育のほか、法令知識やコンプライアンス等に関する教育を行っています。
- b. 当社グループのコンプライアンス推進に関する情報交換等を行う「コンプライアンス分科会」を設置しており、当期においては2回開催しました。
- c. 当社グループは、内部通報制度を設けており、役員および従業員に対し継続的に周知しています。

② 取締役の職務の執行に関する事項

- a. 当社は、当期に取締役会を16回（定時12回、臨時4回）開催しました。
- b. 当社は、会社法に基づき、取締役会の付議事項および報告事項を取締役会規程に定めており、取締役会に付議および報告が適切になされていることを確認しました。また、経営上重要な事項については、必要に応じて、経営会議等において審議を行っています。
- c. 当社は、株主総会議事録、取締役会議事録、稟議書その他役員の職務の執行に関する情報を、法令および社内規程に基づき、適切に保存し、管理していることを確認しました。
- d. 当社は、執行役員制度を採用し、社内規程に基づき権限と責任の明確化と大幅な権限委譲を行い、執行機能を強化しています。また、中期経営計画および毎年度の予算を策定し、適切な経営資源の配分を行っています。
- e. 業績管理制度により経営計画の進捗を管理するとともに、業績評価を経営層等の報酬に反映しています。

③ 内部監査に関する事項

- a. 監査部が内部監査の年度計画および前年度の内部監査の概要（重大な問題が発見された場合はその対応状況を含む。）について取締役会に報告しています。
- b. 監査部が内部監査を実施し、社長および監査部を所管している執行役員等に結果を報告しています。また、監査役全員にも報告しています。
- c. 監査部が金融商品取引法の内部統制評価を実施し、社内の報告会等において社長および監査部を所管している執行役員等に結果を報告しています。

④ リスク管理に関する事項

- a. 当社は、社内規程に基づき社長が年度方針を決定し、当社グループにおいてリスクマネジメント計画を策定・実行しています。また、リスクマネジメント内部監査を行うことにより、リスクマネジメントシステムの運用状況を調査・評価しています。
- b. 当社グループのリスクマネジメントの推進および監視を行う「リスクマネジメント分科会」を設置しており、当期においては2回開催しました。
- c. 成長戦略・事業戦略の遂行に伴う経営・事業リスクおよび組織横断的リスクについて、社長をはじめとする執行役員を中心に議論をしており、取締役会でも議論することとしています。

- d. 当社グループの個別のリスク（品質管理、環境管理、コンプライアンス等）は、社内規程を整備し、リスク管理体制を構築しています。
- e. 社内規程を整備し、危機的事態が発生した際に即応できる体制を整えています。

⑤ 子会社管理に関する事項

- a. 当社は、社内規程において、子会社から当社への事前協議事項および報告事項を定めており、それらが適切になされていることを確認しました。
- b. 子会社におけるリスクマネジメントの推進・監視については、各事業や地域等の特性を勘案し、子会社においてリスクマネジメント計画を策定・実施し、定期的に振り返りが行われていることを確認しました。
- c. 当社グループの予算編成方針を子会社の所管部門を通じて発信しているほか、子会社における中期経営計画の策定は当社との事前協議事項、毎年度の予算の策定は当社承認事項としており、適切に事前協議または承認していることを確認しました。
- d. 当社から子会社に対して役員の派遣を行っており、子会社の経営上重要な事項の意思決定等に関する体制を構築しています。
- e. 原則として全ての子会社において「SMMグループ行動基準」を採択しており、これを遵守するよう各子会社において周知教育を実施しています。
- f. 当社監査部が子会社の内部監査の年度計画および前年度の内部監査の概要（重大な問題が発見された場合はその対応状況を含む。）について当社取締役会に報告しています。
- g. 当社監査部による子会社の内部監査を実施し、社内の報告会等において当社社長、当社監査部を所管している執行役員等および子会社を所管している執行役員等に結果を報告しています。また、当社監査役全員にも報告しています。

⑥ 監査役に関する事項

- a. 当社は、監査役会事務局を設置し事務局員3名（本務者2名、兼務者1名）を配置しています。
- b. 当社は、取締役会規程等において取締役会報告事項を定めており、監査役に対して報告すべき事項が適切に報告されていることを確認しました。また、社内規程に基づき、常勤の監査役に対して、当社グループ内において違法行為等が発生した場合に報告するとともに、半年に1回内部通報制度の利用状況を報告しています。当社グループの内部監査の結果は、社内の報告会等において常勤の監査役に共有されています。
- c. 当社は、経営会議等の経営上重要な会議の開催にあたり監査役に対して案内し、出席する機会を設けています。また、社長が決裁する稟議書は、常勤の監査役が特に指定するものを除き、常勤の監査役に供覧しています。

■当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容の概要は以下のとおりです。

当社は、株式の大量買付であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。また、特定の者による当社株式の大量取得行為に関する提案があった場合、それを受け入れるか否かは、最終的には株主の皆様のご意思に委ねられるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量取得行為の中には、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するものもあります。

当社の企業価値・株主共同の利益を損なう大量取得行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量取得行為に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

以上の観点から、当社においては、従前、当社の株式について大量取得行為が行われる場合の対応策を導入しておりました。しかしながら、昨今我が国においては、取締役会の同意を得ずに開始される株式の大量取得行為に対しては、実際に特定の者により大量取得行為に関する提案が行われた段階で、具体的な買収者の性質や当該提案の内容、当該大量取得行為の目的・態様・条件、その他の具体的事実関係を踏まえて買収防衛策等の対応策の必要性について株主の皆様のご意思を確認する事例が増加しております。このような近時の動向および機関投資家との対話状況を踏まえ、当社は、具体的な買収者が登場していない段階で、一般的な目的での買収防衛策の更新を行わないことといたしました。当社としては、実際に特定の者が出現し、当社株式の大量取得行為に関する提案等が行われた時点で、必要に応じて、適切な対応策について株主の皆様にお諮りすることが望ましいと判断しております。

当社は、長期ビジョンで掲げた「世界の非鉄リーダー」を目指す基本戦略のもと、中期経営計画を推進することにより、当社の企業価値向上および株主共同の利益の確保・向上に取り組むとともに、当社株式の大量取得行為が行われる場合には、大量買付を行う者に対し、株主の皆様がその是非を適切に判断するために必要かつ十分な時間と情報の提供を求め、独立性を有する社外役員の意見を尊重した上で、金融商品取引法、会社法その他関係法令の許容する範囲内において、その時々において適宜適切な措置を講じてまいります。

以 上

(この事業報告における単位の記載は、単位未満を四捨五入して表示しています。)

連結計算書類

■連結持分変動計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分					
	資本金	資本剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素		
				在外営業活動体の換算差額	キャッシュ・フロー・ヘッジ	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産
2023年4月1日時点の残高	93,242	89,800	△38,076	105,602	725	114,056
当期利益	—	—	—	—	—	—
その他の包括利益	—	—	—	65,298	△832	60,503
当期包括利益合計	—	—	—	65,298	△832	60,503
自己株式の取得	—	—	△23	—	—	—
自己株式の処分	—	0	0	—	—	—
配当金	—	—	—	—	—	—
支配継続子会社に対する持分変動	—	—	—	—	—	—
利益剰余金への振替	—	—	—	—	—	△3,795
所有者との取引額合計	—	0	△23	—	—	△3,795
2024年3月31日時点の残高	93,242	89,800	△38,099	170,900	△107	170,764

	親会社の所有者に帰属する持分					非支配持分	合計
	その他の資本の構成要素		利益剰余金	合計			
	確定給付制度の再測定	合計					
2023年4月1日時点の残高	—	220,383	1,266,322	1,631,671	157,625	1,789,296	
当期利益	—	—	58,601	58,601	2,202	60,803	
その他の包括利益	8,417	133,386	—	133,386	12,462	145,848	
当期包括利益合計	8,417	133,386	58,601	191,987	14,664	206,651	
自己株式の取得	—	—	—	△23	—	△23	
自己株式の処分	—	—	—	0	—	0	
配当金	—	—	△41,215	△41,215	△6,248	△47,463	
支配継続子会社に対する持分変動	—	—	—	—	22,235	22,235	
利益剰余金への振替	△8,417	△12,212	12,212	—	—	—	
所有者との取引額合計	△8,417	△12,212	△29,003	△41,238	15,987	△25,251	
2024年3月31日時点の残高	—	341,557	1,295,920	1,782,420	188,276	1,970,696	

■連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結計算書類の作成基準

当社およびその子会社（以下「当社グループ」という。）ならびに当社の関連会社および共同支配企業に対する持分により構成された当社の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定を適用し、国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成しております。なお、同項後段の規定により、IFRSで求められる記載および開示項目の一部を省略しております。

(2) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 52社

連結子会社は、以下のとおりであります。

【資源事業】17社

住友金属鉱山アメリカ社、住友金属鉱山アリゾナ社、エス・エム・エム モレンシー社、エス・エム・エム ゴールド コテ社、住友金属鉱山オセアニア社 その他12社

【製錬事業】8社

株式会社日向製錬所、コーラルベイニッケル社、タガニートHPALニッケル社 その他5社

【材料事業】19社

大口電子株式会社、株式会社伸光製作所、住友金属鉱山シポレックス株式会社 その他16社

【その他】8社

株式会社ジェー・シー・オー その他7社

(3) 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社の数 13社

持分法適用会社は、以下のとおりであります。

カンデラリア鉱山社、セロ・ベルデ鉱山社、ケブラダ・ブランカ ホールディングス社、三井住友金属鉱山伸銅株式会社、フィゲスバル社、ニッケルアジア社、エヌ・イー ケムキャット株式会社 その他6社

(4) 会計方針に関する事項

① 金融資産の評価基準および評価方法

a. 非デリバティブ金融資産

(a) 当初認識および測定

当社グループは、非デリバティブ金融資産について、純損益またはその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産、償却原価で測定される金融資産に分類しております。当社グループは当初認識においてその分類を決定しております。通常の方法による金融資産の売買は、取引日において認識または認識の中止を行っております。

純損益を通じて公正価値で測定される区分に分類される場合を除き、当該金融資産に直接帰属する取引費用を公正価値に加算した金額で測定しております。

ただし、重要な金融要素を含んでいない営業債権は取引価格で当初測定しております。

a) 償却原価で測定される金融資産

次の条件がともに満たされる場合には、償却原価で測定される金融資産に分類しております。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、金融資産が保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本および元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

b) 公正価値で測定される金融資産

償却原価で測定される金融資産以外の金融資産は公正価値で測定される金融資産に分類しております。

公正価値で測定される金融資産のうち資本性金融商品については、個々の資本性金融商品ごとに、当初認識後の公正価値の変動をその他の包括利益に表示するという取消不能な選択を行う場合を除き、純損益を通じて公正価値で測定しております。

(b)事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

a) 償却原価で測定される金融資産

償却原価で測定される金融資産は、当初認識後、実効金利法による償却原価で測定しております。実効金利法による償却および認識が中止された場合の利得および損失については、金融収益の一部として当期の純損益で認識しております。

b) 公正価値で測定される金融資産

償却原価で測定される金融資産以外の金融資産は公正価値で測定しており、公正価値の変動額は、金融資産の分類に応じて純損益またはその他の包括利益で認識しております。なお、当該金融資産からの配当金については金融収益の一部として当期の純損益で認識しております。

(c)金融資産の減損

当社グループは、償却原価で測定される金融資産の回収可能性に関し、期末日ごとに予想信用損失の見積りを行っております。

当初認識後に信用リスクが著しく増大していない金融資産については、12ヶ月以内の予想信用損失を貸倒引当金として認識しております。当初認識後に信用リスクが著しく増大している金融資産については、全期間の予想信用損失を貸倒引当金として認識しております。ただし、営業債権等については、常に全期間の予想信用損失で貸倒引当金を測定しております。予想信用損失は、契約に従って企業に支払われるべきすべての契約上のキャッシュ・フローと、企業が受け取ると見込んでいるすべてのキャッシュ・フローとの差額の現在価値に基づいて測定しております。

債務不履行の発生リスクに変化があり信用リスクが著しく増大しているか否かの評価を行う際には、支払期日の経過情報のほか、債務者の経営成績の悪化の情報等も考慮しております。

金融資産の全部または一部について回収ができず、または回収が極めて困難であると判断された場合には債務不履行と判断しております。

債務不履行に該当した場合、または発行者もしくは債務者の著しい財政的困難が存在する場合、信用減損しているものと判断しております。

金融資産が信用減損している証拠がある金融資産については、総額での帳簿価額から貸倒引当金を控除した純額に実効金利を乗じて利息収益を測定しております。

以後の期間において、信用リスクが減少し、その減少が減損を認識した後に発生した事象に客観的に関連付けることができる場合には、以前に認識された減損損失の戻入を純損益で認識します。

なお、貸倒引当金は償却原価で測定される金融資産から直接控除しております。

(d)金融資産の認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅する、または金融資産からのキャッシュ・フローを受け取る権利を移転し、かつ当社グループが金融資産の所有のリスクと経済価値のほとんどすべてを移転する場合において、金融資産の認識を中止しております。

b. デリバティブおよびヘッジ会計

当社グループは、為替変動リスク、金利変動リスクおよび商品価格変動リスクをヘッジするために、為替予約、金利スワップ、商品先渡契約等のデリバティブを利用しております。取引開始時に、ヘッジ手段とヘッジ対象との関係ならびにヘッジを実施するにあたってのリスク管理目的および戦略について文書化を行っております。ヘッジ取引に利用したデリバティブがヘッジ対象の公正価値またはキャッシュ・フローの変動を相殺するに際し、ヘッジ会計の要件を満たすかどうかについて、ヘッジ開始時およびその後も継続的に評価しております。

デリバティブは公正価値で当初認識しております。ヘッジ会計の要件を満たさない一部のデリバティブは、公正価値の事後的な変動を純損益で認識しております。ヘッジ会計の要件を満たすデリバティブは、その公正価値の変動について、以下のように会計処理しております。

(a)公正価値ヘッジ

公正価値ヘッジとして指定され、かつその要件を満たすデリバティブの公正価値の変動は、ヘッジされたリスクに対応するヘッジ対象資産または負債の公正価値の変動とともに、純損益で認識しております。

(b)キャッシュ・フロー・ヘッジ

キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定され、かつその要件を満たすデリバティブの公正価値の変動は、その他の包括利益で認識しております。ただし、デリバティブの公正価値の変動のうち、ヘッジの非有効部分は純損益で認識しております。

その他の資本の構成要素に累積された金額は、ヘッジ対象が純損益に影響を与える期に純損益に組み替えております。

なお、公正価値ヘッジ、キャッシュ・フロー・ヘッジとも、デリバティブがヘッジ会計の要件を満たさない場合、ヘッジ手段が失効、売却、終了または行使された場合には、ヘッジ会計の適用を将来に向けて中止しております。

c. 組込デリバティブ

銅精鉱等の販売契約には、一般的に出荷時の仮価格条項が含まれており、最終的な価格は将来の一定期間のロンドン金属取引所（LME）の銅価格の月平均価格に基づき決定されます。このような仮価格販売は、価格決定月を限月とした商品先渡の性質を有する販売契約と考えられ、主契約を銅精鉱等の販売とする組込デリバティブを含んでおります。出荷後の価格精算過程に関連した当該組込デリバティブは、主契約の対象が金融資産のため、IFRS第9号に基づき、主契約から分離することなく、一体のものとして会計処理しております。

仮価格販売に係る収益は、受取対価の公正価値を見積った上で認識し、報告期間の末日において再見積りを行っております。出荷時点と報告期間の末日における公正価値の差額は、収益の調整額として認識しております。

d. 条件付対価に係る金融資産

条件付対価に係る金融資産は、取得日の公正価値で当初認識し、公正価値の事後的な変動を純損益に認識しております。

② 棚卸資産の評価基準および評価方法

棚卸資産は、取得原価または正味実現可能価額のいずれか低い方の金額で測定しております。棚卸資産の取得原価には購入原価、加工費が含まれており、原価の算定にあたっては総平均法を使用している一部の在外子会社を除き、主として先入先出法を使用しております。正味実現可能価額とは、通常の事業の過程における見積売価から、完成までに要する見積原価および販売に要する見積費用を控除した額であります。

③ 重要な減価償却資産の減価償却方法

a. 有形固定資産（使用権資産を除く）

有形固定資産の測定方法においては、原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した価額で表示しております。取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体、除去および原状回復費用、および資産計上すべき借入費用が含まれております。有形固定資産（鉱業用地および坑道を除く）の減価償却は主として定額法、鉱業用地および坑道については生産高比例法によっております。これらの資産の減価償却は、使用可能となった時点から開始しております。

主な資産の種類別の見積耐用年数は以下のとおりであります。

建物および構築物 2-60年

機械装置および運搬具 2-35年

なお、見積耐用年数、残存価額および減価償却方法は、各連結会計年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

b. 無形資産

無形資産の認識後の測定方法として、原価モデルを採用しております。無形資産は取得原価から償却累計額および減損損失累計額を控除した価額で表示しております。鉱業権（採掘権）の償却費は、生産高比例法、鉱業権（試掘権）の償却費は、定額法で計上しております。また、ソフトウェアの償却費は定額法で計上しております。これらの資産の償却は、使用可能となった時点から開始しております。

主な無形資産の見積耐用年数は以下のとおりであります。

鉱業権（採掘権） 生産高比例法

鉱業権（試掘権） 5年

ソフトウェア 5年

なお、見積耐用年数、残存価額および償却方法は、各連結会計年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

c. リース

リースは、リース開始日において、使用権資産およびリース負債を認識しております。

(a)使用権資産

使用権資産は取得原価で当初測定しており、取得原価は、リース負債の当初測定金額、当初直接コスト、原資産の解体および除去、原状回復コストの当初見積額等で構成されております。

使用権資産の認識後の測定は原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した額で測定しております。

使用権資産は、リース期間または使用権資産の耐用年数のいずれか短い方の期間にわたり定額法により減価償却を行っております。

(b)リース負債

リース負債は、リース開始日現在の残存リース料をリースの計算利率を用いて割り引いた現在価値で当初認識しております。

リースの計算利率が容易に算定できない場合には、当社グループの追加借入利率を割引率として使用しております。

リース負債は、リース負債に係る金利を反映するように帳簿価額を増額し、支払われたリース料を反映するように帳簿価額を減額することにより事後測定しております。

④ 投資不動産

投資不動産は、賃貸収入またはキャピタルゲイン、もしくはその両方を得ることを目的として保有する不動産であります。投資不動産の認識後の測定については、原価モデルを採用しております。

⑤ のれんに関する事項

企業結合から生じたのれんは、取得原価から減損損失累計額を控除した価額で表示しております。のれんは償却を行わず、資金生成単位または資金生成単位グループに配分し、年次および減損の兆候がある場合にはその都度、減損テストを実施しております。のれんの減損損失は純損失として認識され、その後の戻入は行っておりません。

⑥ 非金融資産の減損

当社グループでは、連結会計年度の末日時点で、棚卸資産、繰延税金資産、売却目的で保有する資産、退職給付に係る資産を除く非金融資産の減損の兆候の有無を評価しております。減損の兆候がある場合に、各資産の回収可能価額の算定を行っております。個別資産についての回収可能価額の見積りが不可能な場合には、当該資産が属する資金生成単位の回収可能価額を見積っております。資産または資金生成単位の回収可能価額は、処分コスト控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い方の金額で測定しております。使用価値は、見積った将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引くことにより算定しており、使用する割引率は、貨幣の時間価値および当該資産に固有のリスクを反映した利率を用いております。資産または資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額より低い場合にのみ、当該資産の帳簿価額をその回収可能価額まで減額し、純損益として認識しております。過年度に減損を認識したのれん以外の資産または資金生成単位については、連結会計年度の末日時点において過年度に認識した減損損失の減少または消滅している可能性を示す兆候の有無を評価しております。そのような兆候が存在する場合には、当該資産または資金生成単位の回収可能価額の見積りを行い、回収可能価額が帳簿価額を超える場合、算定した回収可能価額と過年度で減損損失が認識されていなかった場合の減価償却控除後の帳簿価額とのいずれか低い方を上限として、減損損失を戻入しております。減損損失の戻入は、直ちに純損益として認識しております。

⑦ 引当金の計上基準

過去の事象の結果として、現在の法的義務または推定的義務が存在し、当該義務を決済するために経済的便益をもつ資源の流出が必要となる可能性が高く、当該義務の金額について信頼性のある見積りができる場合に引当金を認識しております。

⑧ 退職後給付の会計処理方法

a. 確定給付制度

確定給付債務の現在価値および関連する当期勤務費用ならびに過去勤務費用は、予測単位積増方式を用いて個々の制度ごとに算定しております。割引率は、連結会計年度の末日時点の優良社債の市場利回りを参照して決定しております。確定給付制度に係る負債または資産は、確定給付債務の現在価値から制度資産の公正価値を控除して算定しております。ただし、確定給付制度が積立超過である場合は、確定給付資産の純額は、制度からの返還または制度への将来掛金の減額の形で利用可能な経済的便益の現在価値を資産上限額としております。確定給付制度に係る負債または資産の純額の再測定は、発生した期に一括してその他の包括利益で認識し、直ちに利益剰余金へ振り替えております。

b. 確定拠出制度

確定拠出型の退職後給付に係る費用は、従業員が役務を提供した期に費用として認識しております。

⑨ 収益

当社グループでは、IFRS第9号に基づく利息および配当収益等を除き、以下の5ステップを適用することにより収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に（または充足につれて）収益を認識する。

当社グループは主に、資源事業において金銀鉱および銅精鉱等の原料鉱石ならびにSX-EW法による銅等、製錬事業において電気銅等の非鉄金属製品、材料事業において電池材料および機能性材料等の販売を行っております。これらの製品の販売による収益は、原則、顧客との契約に係る取引価格で測定し、物品に対する支配が顧客に移転することで履行義務が充足されることから、引渡し時に認識しております。

⑩ 法人税および地方法人税の会計処理またはこれらに関する税効果会計の会計処理

当社および一部の国内連結子会社は、グループ通算制度を適用しております。

2. 重要な会計上の見積りに関する注記

連結計算書類の作成にあたり、会計方針の適用ならびに資産、負債、収益および費用の報告額に影響を及ぼす見積りおよびその基礎となる仮定の設定を行っております。これらの見積りおよびその基礎となる仮定は継続して見直ししております。会計上の見積りの見直しによる影響は、その見積りを見直した連結会計年度および将来の連結会計年度において認識しております。なお、実際の業績はこれらの見積りとは異なる場合があります。

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌年度の連結計算書類の金額に重要な影響を及ぼす可能性があるものは次のとおりであります。

(1) 繰延税金資産 1,828百万円

当社グループは、繰延税金資産の認識にあたり、将来減算一時差異または繰越欠損金の一部または全部が将来の課税所得に対して利用できる可能性を考慮しております。具体的には繰延税金資産の回収可能性の評価において、予定される繰延税金負債の取崩、予測される課税所得およびタックスプランニングを考慮しております。

認識した繰延税金資産については、過去の課税所得水準および繰延税金資産が認識できる期間における課税所得の予測に基づき、税務利益が実現する可能性が高いと判断しておりますが、課税所得が生じる時期および金額は、将来の経済条件の変動の影響を受ける可能性があり、見直しが必要になった場合、翌年度の連結計算書類の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 引当金 51,384百万円

当社グループは、引当金の認識にあたり、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4)会計方針に関する事項 ⑦引当金の計上基準」を設けております。

当該債務の金額は、将来の起こりうる事象を総合的に勘案して算定しておりますが、予想しえない事象の発生や状況の変化の影響を受ける可能性があり、見直しが必要になった場合、翌年度の連結計算書類の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(3) その他の金融資産 727,434百万円

当社グループは、条件付対価に係る金融資産の認識にあたり、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4)会計方針に関する事項 ①金融資産の評価基準および評価方法 d. 条件付対価に係る金融資産」を設けております。

当社グループは、2022年2月に、連結子会社のエス・エム・エム エスジー ホールディング インバルシオネス社およびエス・エム・エム オランダ社の持分を譲渡することで、チリ共和国のシエラゴルダ銅鉱山に係る全持分を譲渡しております。当該譲渡の対価には、2025年末までの銅価格やシエラゴルダ銅鉱山の生産量について一定の条件が充足された場合に、追加で最大350百万米ドルを受領する条件付対価が含まれております。

条件付対価に係る金融資産は、連結財政状態計算書上、その他の金融資産に計上しており、当連結会計年度末における残高は1,742百万円であります。条件付対価の公正価値は、主に銅価格の予測等を基礎として、モンテカルロ・シミュレーションにより将来キャッシュ・フローを見積り、その結果を割引いて算定しておりますが、銅価格の予測等は将来の経済条件の変動等の結果により影響を受ける可能性があり、見直しが必要になった場合、翌年度の連結計算書類の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3. 連結財政状態計算書に関する注記

- (1) 資産から直接控除した貸倒引当金
その他の金融資産（非流動） 197百万円
- (2) 有形固定資産の減価償却累計額および減損損失累計額 731,744百万円
- (3) 偶発負債

当社は、2021年10月14日付でSouth32 Limitedの子会社を通じてエス・エム・エム エスジー ホールディング インベルシオネス社およびエス・エム・エム オランダ社の持分を譲渡する契約を締結し、2022年2月22日付で譲渡が完了しました。当社は、本契約に基づき、2025年12月31日より前に施行されるチリ共和国における税制改正、新鉱業ロイヤルティの導入等による損失および2025年12月31日より前に外国投資協定にもとづく租税安定化契約の修正や終了による損失等について、一定の範囲でSouth32 Limitedグループに補償を行うこととしております。上記の補償義務の発生に伴い、当社に経済的負担が生じる可能性があります。下記を除き、現時点で金額を合理的に見積ることはできません。

（新鉱業ロイヤルティ法の公布）

2023年8月10日（現地時間）付でチリ共和国において新鉱業ロイヤルティ法（法21.591号）が公布され、2024年1月1日より施行されることとなったため、South32 Limitedグループに対する補償費用4,943百万円をその他の費用に計上しております。

- (4) その他

連結子会社であります株式会社ジェー・シー・オーでは、施設の廃止措置に向けた準備のため、施設の解体や除染等を推進するための諸施策を進めております。今後の施設の撤去解体や除染等の状況に応じて、新たな損失の発生が見込まれますが、当該損失の合理的な見積りが可能となりました都度、引当金を計上してまいります。

4. 連結持分変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度末日発行済株式総数 普通株式 290,814,015株
- (2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

- a. 2023年6月23日定時株主総会決議

配当金の総額：31,598百万円

1株当たりの配当額：115円

基準日：2023年3月31日

効力発生日：2023年6月26日

- b. 2023年11月8日取締役会決議

配当金の総額：9,617百万円

1株当たりの配当額：35円

基準日：2023年9月30日

効力発生日：2023年12月7日

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2024年6月26日開催予定の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

配当金の総額：17,310百万円

1株当たりの配当額：63円

基準日：2024年3月31日

効力発生日：2024年6月27日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 信用リスク管理

信用リスクは、顧客が契約上の債務に関して債務不履行になり、当社グループに財務上の損失を発生させるリスクであります。

当社グループは、営業債権について、各事業本部等が定める債権管理規程に従い、営業部等が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

その他の債権および貸付金等のその他の金融資産については、取引開始時の信用状況について社内での承認プロセスを踏んでおります。取引開始後も、取引先の状況を定期的にモニタリングし、信用状況を確認しております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付の高い金融機関等とのみ取引を行っており、信用リスクに及ぼす影響は限定的です。当社グループが保有している債権は、広範囲の産業や地域に広がる多数の取引先に対する債権であり、特定の取引先に対する過度に集中した信用リスクのエクスポージャーを有しておりません。

② 流動性リスク管理

流動性リスクは、当社グループが期限の到来した金融負債の返済義務を履行するにあたり、支払期日にその支払を実行できなくなるリスクであります。

当社グループでは、各部署からの報告に基づき、将来6ヶ月間の資金繰り計画を作成、更新しております。一部の連結子会社にはキャッシュマネジメントシステムを導入し、効率的に手元流動性の高さを維持し流動性リスクを管理しております。

また、適切な返済資金を準備しつつも、突発的な資金需要の発生や市場の流動性が著しく低下したときなどの緊急的な事態に備えてコミットメントラインを設定しております。

③ 為替リスク管理

認識されている外貨建債権債務および外貨建ての予定取引に係る為替変動リスクをヘッジする目的で為替予約取引、通貨オプション取引を利用しております。

④ 金利リスク管理

借入金の変動金利に係る金利上昇リスクをヘッジする目的で金利スワップ取引、金利オプション取引を利用しております。

⑤ 商品価格リスク管理

当社グループは、金属製品等の販売およびそれらの原料となる銅精鉱等の購入を行っておりますが、これらの販売価格および購入価格は商品価格の変動によって影響を受けることから、価格変動リスクに晒されております。価格変動リスクをヘッジする目的で商品先渡取引や商品オプション取引を利用しております。

⑥ 資本性金融商品の価格変動リスク管理

資本性金融商品については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握するとともに、発行体が取引先企業である場合には、当該企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

(2) 金融商品の公正価値等に関する事項

公正価値の測定に使用されるインプットの市場における観察可能性に応じて、公正価値のヒエラルキーを以下の3つのレベルに区分しております。

- レベル1：活発な市場における同一資産または同一負債の無調整の公表価格
レベル2：レベル1に属さない、直接的または間接的に観察可能なインプット
レベル3：観察不能なインプット

① 公正価値をもって連結財政状態計算書計上額とする金融資産および金融負債

当連結会計年度末における公正価値をもって連結財政状態計算書計上額とする金融資産および金融負債は以下のとおりであります。

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円
資産：				
純損益を通じて公正価値で測定される金融資産				
組込デリバティブを含む営業債権	—	20,731	—	20,731
ヘッジ会計を適用していないデリバティブ	—	6,270	—	6,270
ヘッジ会計を適用しているデリバティブ	—	3,467	—	3,467
条件付対価に係る金融資産	—	—	1,742	1,742
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産				
資本性金融商品	322,721	—	7,241	329,962
合計	322,721	30,468	8,983	362,172
負債：				
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
ヘッジ会計を適用していないデリバティブ	—	8,064	—	8,064
ヘッジ会計を適用しているデリバティブ	—	4,186	—	4,186
合計	—	12,250	—	12,250

公正価値の算定方法は以下のとおりであります。

組込デリバティブを含む営業債権

組込デリバティブを一体として処理している営業債権については、将来の一定期間のロンドン金属取引所(LME)の銅価格に基づき公正価値を算定しており、公正価値ヒエラルキーのレベル2に分類しております。

連結財政状態計算書上、営業債権およびその他の債権に含めて表示しております。

デリバティブ

市場価格等に基づいて公正価値を算定しており、公正価値ヒエラルキーのレベル2に分類しております。連結財政状態計算書上、その他の金融資産またはその他の金融負債に含めて表示しております。

条件付対価に係る金融資産

条件付対価契約に関する金融資産の公正価値は、主に銅価格の予測等を基礎として、モンテカルロ・シミュレーションにより見積もった将来キャッシュ・フローを割引いて算定しており、公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類しております。連結財政状態計算書上、その他の金融資産に含めて表示しております。

資本性金融商品

市場性のある有価証券の公正価値は市場価格に基づいて算定しており、公正価値ヒエラルキーのレベル1に分類しております。

非上場株式の公正価値については、割引将来キャッシュ・フローに基づく評価技法等により算定しており、公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類しております。

連結財政状態計算書上、その他の金融資産に含めて表示しております。

② 公正価値をもって連結財政状態計算書計上額としない金融資産および金融負債

当連結会計年度末における公正価値をもって連結財政状態計算書計上額としない金融資産および金融負債の帳簿価額と公正価値は以下のとおりであります。なお、変動金利の長期貸付金および長期借入金を除き、帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっている金融商品および重要性の乏しい金融商品は、下記の表に含めておりません。また、リース負債については、IFRS第7号において公正価値の開示を要求されていないことから下記の表に含めておりません。

(単位：百万円)

	帳簿価額	公正価値	差 額
長期貸付金 (注1)	380,027	380,027	0
社債 (注2)	54,813	54,340	△473
長期借入金 (注3)	408,644	407,822	△822

- (注) 1. 1年内回収予定の長期貸付金を含んでおります。
2. 1年内償還予定の社債を含んでおります。
3. 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

公正価値の算定方法は以下のとおりであります。

長期貸付金

変動金利の長期貸付金については、短期間で市場金利を反映することから、公正価値は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利の長期貸付金については、元利金の合計額を貸付時と期末の市場金利の差を反映させた利率で割引いて公正価値を算定しており、公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類しております。

連結財政状態計算書上、その他の金融資産に含めて表示しております。

社債

社債については、市場価格等に基づいて公正価値を算定しており、公正価値ヒエラルキーのレベル2に分類しております。

連結財政状態計算書上、社債および借入金に含めて表示しております。

長期借入金

変動金利の長期借入金については、短期間で市場金利を反映することから、公正価値は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利の長期借入金については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いて公正価値を算定しており、公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類しております。

連結財政状態計算書上、社債および借入金に含めて表示しております。

6. 投資不動産に関する注記

当社グループにおける投資不動産はすべて土地であり、東京都その他の地域において保有しております。

(単位：百万円)

帳簿価額	公正価値
3,477	7,814

(注) 投資不動産の公正価値については、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価等に基づいており、その評価は、当該不動産の所在する国の評価基準に従い類似資産の取引価格を反映した市場証拠に基づいております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------------|-----------|
| (1) 1株当たり親会社所有者帰属持分 | 6,487.19円 |
| (2) 基本的1株当たり当期利益 | 213.28円 |

8. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解

当社グループは、資源事業、製錬事業、材料事業およびその他の事業を営んでおり、各事業の主要な製品またはサービスごとの売上高は、以下のとおりであります。

	報告セグメント				その他 セグメント	合計
	資源	製錬	材料	計		
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
主要な製品、サービス						
鉱石	166,006	—	—	166,006	—	166,006
金属						
銅・貴金属	—	788,003	—	788,003	—	788,003
ニッケル	—	259,742	—	259,742	—	259,742
亜鉛・鉛	—	18,077	—	18,077	—	18,077
材料						
粉体材料	—	—	36,491	36,491	—	36,491
電池材料	—	—	230,776	230,776	—	230,776
パッケージ材料	—	—	19,430	19,430	—	19,430
その他	—	2,041	49,094	51,135	10,219	61,354
小計	166,006	1,067,863	335,791	1,569,660	10,219	1,579,879
調整額	△52,591	△54,199	△20,871	△127,661	△6,830	△134,491
外部売上高	113,415	1,013,664	314,920	1,441,999	3,389	1,445,388

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

① 資源

資源事業においては金銀鉱、銅精鉱およびSX-EW法による銅などの販売を行っております。これらの製品の販売による収益は、原則、顧客との契約に係る取引価格で測定し、物品に対する支配が顧客に移転することで履行義務が充足されることから、引渡し時に認識しております。取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

② 製錬

製錬事業においては銅、ニッケル、フェロニッケル、亜鉛などの販売および金、銀、白金、パラジウムなどの貴金属などの販売を行っております。これらの製品の販売による収益は、原則、顧客との契約に係る取引価格で測定し、物品に対する支配が顧客に移転することで履行義務が充足されることから、引渡し時に認識しております。取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

③ 材料

材料事業においては電池材料、粉体材料、結晶材料、テープ材料などの販売などを行っております。これらの製品の販売による収益は、原則、顧客との契約に係る取引価格で測定し、物品に対する支配が顧客に移転することで履行義務が充足されることから、引渡し時に認識しております。当社グループが支配を獲得していないと判断した有償支給品を使用した製品の販売による収益については、顧客との契約に係る取引価格から有償支給品に係る金額を控除して測定しております。取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

9. その他の注記

記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

計算書類

■株主資本等変動計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
					諸積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	93,242	86,062	8	86,070	7,455	664,223	128,535	800,213
当期変動額								
諸積立金の積立	—	—	—	—	—	53,342	△53,342	—
諸積立金の取崩	—	—	—	—	—	△2,419	2,419	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	△41,215	△41,215
当期純利益	—	—	—	—	—	—	81,583	81,583
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	0	0	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	0	0	—	50,923	△10,555	40,368
当期末残高	93,242	86,062	8	86,070	7,455	715,146	117,980	840,581

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△38,076	941,449	104,538	△1,039	103,499	1,044,948
当期変動額						
諸積立金の積立	—	—	—	—	—	—
諸積立金の取崩	—	—	—	—	—	—
剰余金の配当	—	△41,215	—	—	—	△41,215
当期純利益	—	81,583	—	—	—	81,583
自己株式の取得	△23	△23	—	—	—	△23
自己株式の処分	0	0	—	—	—	0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	44,859	1,309	46,168	46,168
当期変動額合計	△23	40,345	44,859	1,309	46,168	86,513
当期末残高	△38,099	981,794	149,397	270	149,667	1,131,461

■個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

子会社株式および関連会社株式……………移動平均法に基づく原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの…時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………移動平均法に基づく原価法

② デリバティブ……………時価法

③ 棚卸資産

商品および製品・仕掛品……………先入先出法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

原材料および貯蔵品……………原材料は先入先出法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

貯蔵品は移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（鉱業用地、坑道およびリース資産を除く）……………定額法

鉱業用地および坑道……………生産高比例法

無形固定資産（ソフトウェアおよび採掘権を除く）……………定額法

自社利用ソフトウェア……………社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

鉱業権（採掘権）……………生産高比例法

リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員および執行役員の賞与の支給に充てるため、支給見込額を算定し計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に充てるため、支給見込額を算定し計上しております。

④ 休炉工事引当金

東予工場の定期炉修工事費用に充てるため、工事予想額の当事業年度対応分を計上しております。

⑤ 事業再編損失引当金

当社および関係会社において発生することが見込まれる事業再編に伴う損失に備えるため、当該損失見込額を計上しております。

⑥ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の際事業年度から費用処理することとしております。

⑦ 金属鉱業等鉱害防止引当金

特定施設の使用後における鉱害の防止に要する費用の支出に充てるため、所要額を計上しております。

- ⑧ 関係会社支援損失引当金
関係会社において発生した臨界事故に伴う停止事業管理費用の負担に充てるため、当該支援見込額を計上しております。
 - ⑨ 環境対策引当金
PCB（ポリ塩化ビフェニル）および鉛を含有する廃棄物の処理費用に充てるため、処理見積額を算定し計上しております。
 - ⑩ 訴訟損失引当金
訴訟に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。
- (4) 収益および費用の計上基準
以下の5ステップを適用することにより収益を認識しております。
- ステップ1：顧客との契約を識別する。
 - ステップ2：契約における履行義務を識別する。
 - ステップ3：取引価格を算定する。
 - ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。
 - ステップ5：履行義務の充足時に（または充足につれて）収益を認識する。
- 当社は主に、資源事業において金銀鉍、製錬事業において電気銅等の非鉄金属製品、材料事業において電池材料および機能性材料等の販売を行っております。これらの製品の販売による収益は、原則、顧客との契約に係る取引価格で測定し、物品に対する支配が顧客に移転することで履行義務が充足されることから、引渡し時に認識しております。
- (5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
- ① ヘッジ会計の方法
 - a. ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっております。なお、金利スワップについて要件を満たす場合は特例処理を行っております。
 - b. ヘッジ手段とヘッジ対象
主に実需に基づく生産販売活動等に係る債権債務をヘッジ対象とし、通貨および商品等に関連したデリバティブ取引（主に為替予約や商品先渡取引等）をヘッジ手段としております。
 - c. ヘッジ方針
デリバティブ取引はヘッジ目的であることから、実需や債権債務内での取引に限定し、あらかじめ想定した損益やキャッシュ・フローの確保を目的としております。
 - d. ヘッジ有効性の評価の方法
事前にシミュレーション計算を行い、その有効性について社内の承認を受けたくえで、ヘッジ手段としてのデリバティブ取引を選定しております。取引実行中においては、ヘッジ対象とヘッジ手段の取引量が一致するように管理しております。取引終了後は、ヘッジ対象から生じる損益の発生と合わせて仕舞ったデリバティブ取引の損益について、月次決算等で個別の取引ごとに当初予定した損益やキャッシュ・フローが確保されたか否かを検証し、ヘッジの有効性を確認しております。
 - e. その他
決算日の直物が替相場により円貨に換算される外貨建金銭債権債務について、為替予約により為替変動リスクのヘッジを行った場合、事業年度末の為替予約の評価損益は、金融商品会計基準に従って処理しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

計算書類の作成にあたり、会計方針の適用ならびに資産、負債、収益および費用の報告額に影響を及ぼす見積りおよびその基礎となる仮定の設定を行っております。これらの見積りおよびその基礎となる仮定は継続して見直しております。会計上の見積りの見直しによる影響は、その見積りを見直した事業年度および将来の事業年度において認識しております。なお、実際の業績はこれらの見積りとは異なる場合があります。

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌年度の計算書類の金額に重要な影響を及ぼす可能性があるものは次のとおりであります。

(1) 繰延税金資産の回収可能性

当社は、繰延税金資産（13,227百万円）と繰延税金負債（97,654百万円）を相殺した結果、繰延税金負債（84,427百万円）を計上しております。繰延税金資産の認識にあたり、将来減算一時差異の一部または全部が将来の課税所得に対して利用できる可能性を考慮しております。具体的には繰延税金資産の回収可能性の評価において、予定される繰延税金負債の取崩、予測される課税所得およびタックスプランニングを考慮しております。

認識した繰延税金資産については、過去の課税所得水準および繰延税金資産が認識できる期間における課税所得の予測に基づき、税務便益が実現する可能性が高いと判断しておりますが、課税所得が生じる時期および金額は、将来の経済条件の変動の影響を受ける可能性があり、見直しが必要になった場合、翌年度の計算書類の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 引当金

当社は、貸倒引当金6,043百万円、関係会社支援損失引当金7,100百万円を計上しております。当該引当金の認識にあたり、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(3)引当金の計上基準 ①貸倒引当金 ⑧関係会社支援損失引当金」を設けております。

引当金の計上額については、将来起こりうる事象を総合的に勘案して算定しておりますが、予想しえない事象の発生や状況の変化の影響を受ける可能性があり、見直しが必要になった場合、翌年度の計算書類の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

- | | |
|--|---|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 296,833百万円 |
| (2) 保証債務 | 211,076百万円 |
| 関係会社の金融機関等からの借入金等について、その保証を行っているものであります。 | |
| (3) 関係会社に対する金銭債権債務（区分表示されたものを除く） | |
| 短期金銭債権 | 160,883百万円 |
| 長期金銭債権 | 133,031百万円 |
| 短期金銭債務 | 24,356百万円 |
| 長期金銭債務 | 31百万円 |
| (4) 退職給付引当金と退職給付信託資産額との関係 | |
| | 退職一時金 確定給付型企業年金 合計 |
| 退職給付引当金 | 7,171百万円 - 7,171百万円 |
| (退職給付信託資産控除前) | |
| 前払年金費用 | - 12,557百万円 12,557百万円 |
| 退職給付信託資産 | △7,888百万円 - △7,888百万円 |
| 退職給付引当金(純額) | - - - |
| 前払年金費用 | <u>717百万円</u> <u>12,557百万円</u> <u>13,274百万円</u> |
| (5) 偶発債務 | |

当社は、2021年10月14日付でSouth32 Limitedの子会社を通じてエス・エム・エム エスジー ホールディング インベシオネス社およびエス・エム・エム オランダ社の持分を譲渡する契約を締結し、2022年2月22日付で譲渡が完了しました。当社は、本契約に基づき、2025年12月31日より前に施行されるチリ共和国における税制改正、新鉱業ロイヤルティの導入等による損失および2025年12月31日より前に外国投資協定にもとづく租税安定化契約の修正や終了による損失等について、一定の範囲でSouth32 Limitedグループに補償を行うこととし

ております。上記の補償義務の発生に伴い、当社に経済的負担が生じる可能性があります。下記を除き、現時点で金額を合理的に見積ることはできません。

(新鉱業ロイヤルティ法の公布)

2023年8月10日(現地時間)付でチリ共和国において新鉱業ロイヤルティ法(法21.591号)が公布され、2024年1月1日より施行されることとなったため、South32 Limitedグループに対する補償費用4,943百万円を特別損失に計上しております。

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高 15,623百万円

仕入高 301,837百万円

営業取引以外の取引高

受取利息 16,801百万円

受取配当金 27,651百万円

受取保証料 920百万円

支払利息 9,084百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当事業年度末日における自己株式数 16,054,245株
- (2) その他利益剰余金のうち諸積立金として一括して表示したものの内訳

(単位：百万円)

	2023年4月1日 残高	積立	取崩	事業年度中の 変動額合計	2024年3月31日 残高
海外投資等損失積立金	40,609	10,360	—	10,360	50,969
圧縮記帳積立金	3,570	33	△120	△87	3,483
探鉱積立金	10,044	2,949	△2,299	650	10,694
別途積立金	610,000	40,000	—	40,000	650,000
諸積立金合計	664,223	53,342	△2,419	50,923	715,146

6. 税効果会計に関する注記

- (1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

関係会社株式評価損	7,492百万円
退職給付信託運用収益・組入額	2,601百万円
関係会社支援損失引当金	2,174百万円
貸倒引当金繰入超過額	1,850百万円
減損損失	1,087百万円
訴訟損失引当金	965百万円
投資有価証券評価損	685百万円
賞与引当金	587百万円
事業再編損失引当金	494百万円
未払事業税	432百万円
その他	8,345百万円

繰延税金資産小計 26,712百万円

評価性引当額 △13,485百万円

繰延税金資産合計 13,227百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△65,202百万円
海外投資等損失積立金	△22,494百万円
探鉱積立金	△4,720百万円
前払年金費用	△1,799百万円
圧縮記帳積立金	△1,537百万円
退職給付信託設定益	△447百万円
その他	△1,455百万円

繰延税金負債合計 △97,654百万円

繰延税金負債の純額 △84,427百万円

- (2) 法人税および地方法人税の会計処理またはこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税および地方法人税の会計処理またはこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

(子会社等)

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	事業年度末 残高
子会社	タガニートHPAL ニッケル社	直接 75.0%	金融機関からの 借入金に対する 債務保証 (注1)	債務保証	1,415	—	—
				債務保証料	12	—	—
			資金の援助 (注2)	資金の貸付	30,568	短期貸付金	129,680
				利息の受取	8,191	未収収益	1,518
子会社	住友金属鉱山アメリカ社	直接 100.0%	金融機関からの 借入金に対する 債務保証 (注1)	債務保証	61,113	—	—
				債務保証料	750	未収収益	215
			資金の援助、 預り (注2, 3)	資金の預り	2,772	関係会社 預り金	57,275
				利息の支払	3,314	—	—
子会社	エス・エム・エム モレンシー社	間接 100.0%	資金の援助、預り (注2, 3)	資金の預り	21,133	関係会社 預り金	93,127
				利息の支払	5,000	—	—
子会社	エス・エム・エム ゴールド コテ社	直接 100.0%	資金の援助 (注2, 4)	資金の貸付	49,156	長期貸付金	133,019
				利息の受取	7,808	未収収益	159
				増資の引受	25,380	—	—
子会社	SMMQB Holding SpA (エス・エム・エム キュービーホールデ ィング社)	直接 100.0%	資金の援助 (注4)	増資の引受	105,417	—	—
関連会社 の子会社	Compania Minera Teck Quebrada Blanca S.A. (ケブラダ・ブラン カ鉱山社)	間接 30.0%	金融機関からの 借入金に対する 債務保証 (注1)	債務保証	135,753	—	—
				債務保証料	363	未収収益	106

- (注) 1. 債務保証は、金融機関からの借入金に対し債務の保証を行ったものであります。債務保証の取引金額は、当事業年度の末日現在の債務残高によっております。
2. 資金の貸付条件については、市場金利等を参考にして決定しております。取引金額は期中増減額を記載しております。
3. 当社では、グループ内の資金の効率化を図ることを目的としてCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）を導入しており、取引金額は期中増減額を記載しております。また取引金利については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
4. 増資の引受については、エス・エム・エム ゴールド コテ社、エス・エム・エム キュービーホールディン

グ社へ出資したものであります。
5. 各社の金額は為替差損益を含んでおります。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	4,118.00円
(2) 1株当たり当期純利益金額	296.92円

9. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

(1) 資源

資源事業においては金銀鉍の販売を行っております。当該製品の販売による収益は、原則、顧客との契約に係る取引価格で測定し、物品に対する支配が顧客に移転することで履行義務が充足されることから、引渡し時に認識しております。取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

(2) 製錬

製錬事業においては銅、ニッケル、フェロニッケル、亜鉛などの販売および金、銀、白金、パラジウムなどの貴金属などの販売を行っております。これらの製品の販売による収益は、原則、顧客との契約に係る取引価格で測定し、物品に対する支配が顧客に移転することで履行義務が充足されることから、引渡し時に認識しております。取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

(3) 材料

材料事業においては電池材料、粉体材料、結晶材料、テープ材料などの販売などを行っております。これらの製品の販売による収益は、原則、顧客との契約に係る取引価格で測定し、物品に対する支配が顧客に移転することで履行義務が充足されることから、引渡し時に認識しております。当社が支配を獲得していないと判断した有償支給品を使用した製品の販売による収益については、顧客との契約に係る取引価格から有償支給品に係る金額を控除して測定しております。取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

10. その他の注記

記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。